

安芸川水系河川整備基本方針

平成 29 年 7 月

高 知 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	5
ア 災害の発生の防止又は軽減	5
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	6
ウ 河川環境の整備と保全	6
2. 河川の整備の基本となるべき事項	7
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	7
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	7
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項	8
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	8

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【流域の概要】

安芸川は、その源を高知県安芸市五位ヶ森山系（標高 1,185m）に源を発し、溪流を集めながら山間の溪谷を南流して畑山地区を形成する小平地に至り、さらに山間を流下して尾川川合流後に安芸平野に入り、小谷川、江川川、見谷川を合わせながら平野部を流れ、河口付近で江ノ川を合わせて土佐湾（太平洋）に注ぐ、幹川流路延長 27.8km、流域面積 143.49km² の二級河川である。

安芸川流域は、高知県東部に位置し、源流域の一部を除き大部分が安芸市からなり、流域の土地利用は、山林が約 91%、農地が約 4%、宅地等の市街地が約 3%となっている。下流部に開けた安芸平野では、「施設園芸の先駆けの地」として全国的に名高いハウス園芸が盛んで、温暖な気候と長い日照時間、肥沃な土壌を活かし、日本一のナスの産地となっている。海岸沿いに流れる支川江ノ川の周辺には、高知県東部圏域の中核をなす安芸市街地が広がり、流域人口約 1 万 5 千人（平成 22 年国勢調査）の多くがこの周辺に集中し、高知県東部の根幹をなす国道 55 号等の交通網も集積している。このように安芸川流域は、高知県東部圏域の社会・経済・文化の基盤をなしている。また、流域内の大部分を占める山林は、多くの動植物が生息、生育する自然豊かな地域となっており、また、河口付近の水辺は、カモ類・サギ類・チドリ類等の鳥類の重要な生息場となっている。さらに、全国有数の良好な水質となっていることから、アカザやカマキリ等の貴重な魚類の生息も確認されており、遊漁や水遊び等の親水利用も盛んであり、当該水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

【気候・地形・地質】

流域の年間降水量は、全国的な多雨地帯である四国東部山地に接することから、上流域の降雨量は年間約 2,800mm に達し、下流域は高知県で最も降雨の少ない地域であるものの、それでも年間約 2,000mm となっている。

安芸川流域は、流域の大半を起伏の大きな山地部が占めており、源流域はさらに急峻となっている。山地部の地質は、中世代以降の非常に新しい泥岩主体の互層となっている。下流域においても、周囲を砂礫台地を取り囲み、安芸平野を形成する扇状地性低地は、安芸

川と支川江ノ川に挟まれたわずかな範囲となっている。また、支川江ノ川沿いの海岸部には、安芸川からの砂礫供給と沿岸流によって発達した浜堤が形成されている。

【社会環境】

安芸川流域には香南市及び香美市もわずかに含まれるが、大部分が安芸市から構成される。

江戸時代には、安芸川流域の山間部から木材・薪・炭が豊富に産出された。これらは、安芸川を利用して筏で河口まで運ばれ、船に積み替え、大坂市場へ送られた。このため、安芸川流域の下流部は、古くから高知県東部の中心地として発展し、歴史的、文化的な名所が存在している。このうち、安芸市を代表する観光地となっている野良時計は、明治 20 年に畠中源馬が独学で手作りし、今でも野良仕事にいそしむ人たちに時を知らせているものである。また、藩政時代に五藤氏の庭園として作られた内原野公園は、春には約 15,000 本ものつつじの花が咲くことで有名な名所となっている。

【治水・利水の歴史】

安芸川水系における治水事業は、昭和 31 年より安芸市街地及び平地部の農地を守るため、安芸川本川において栃の木地点から河口までの約 7km の区間について着手されたことに始まり、河口地点での計画高水流量を 1,400m³/s として堤防拡築等が行われ、昭和 55 年に完了している。また、支川帯谷川においても、昭和 38 年より安芸市僧津地点より安芸市城山地点に至る放水路が計画され、派川帯谷川として昭和 46 年に開削されるとともに、昭和 47 年より河道改修等が実施されている。また、支川江ノ川においては、昭和 39 年より帯谷川合流点から安芸川合流点までの約 2km 区間について河道改修等が行われている。

河川水の利用については、古くから沿川の水田へのかんがい用水として利用されてきたが、本格的な河川水の利用は昭和 5 年に完成した栃ノ木堰に始まる。農業用水利用の盛んな二次支川帯谷川へも導水され、安芸平野の農地の大半である合計約 500ha の農地のかんがい用水として利用されている。また、水道用水や農業用水源として地下水の利用も盛んに行われている。これらにより流域では安定した水利用が可能となっており、これまで渇水被害は起きていない。

【自然環境】

安芸川源流域を急勾配で流下する上流部は、畑山集落で平地が開けている他は、山付きの溪谷環境となっており、複雑に蛇行し、入り組んだ瀬と淵が形成されている。水域にはアマゴやタカハヤ等の溪流性の魚類が生息し、清流を好む希少種であるアカザも見られる。周辺は、かつて日本を代表する木材産地であったことから、植林されたスギやヒノキ等の樹林が中心であり、イノシシやニホンジカ等の大型哺乳類をはじめとする多くの哺乳類や鳥類、昆虫類が生息している。

山間部を流れる中流部は、上流部と同様に山付きの溪谷環境となっており、複雑に蛇行し、瀬と淵が連続して形成され、さらに河原が見られるようになる。水域には下流域性のオイカワや上流域性のタカハヤ等の多様な水生生物が生息し、清流の代表種であるアユも多い。周辺はコナラやシイ・カシの樹林が多く、林内に生息するウグイスや溪流性のヤマセミ等の鳥類が生息し、ノウサギ等の中・小型哺乳類も見られる等、多様な自然環境が形成されている。

安芸平野を流れる下流部は、緩やかに蛇行し、明瞭な瀬と淵が形成され、河原も発達している。下流部でも1/200という比較的急な河床勾配となっていることから、コイやギンブナなどの汽水性や緩流性の種は比較的少なく、一方でカワムツやヘビトンボ等の中～上流域性の水生生物が多く確認される。また、清流を好む希少な回遊魚であるカマキリやカワアナゴ等も確認される。河岸には左右岸とも堤防、低水護岸や根固ブロック、水制等が整備され、河道内にはツルヨシ群落を中心に、シイ・カシ林やかつては水防林として機能していた竹林等が生育している。河原にはホオジロ、カワラヒワ等の鳥類、草地性の昆虫類や中・小型哺乳類等が生息している。

中～下流部の河川形態のまま海に注ぐ河口部は、感潮区間が短く、ギンガメアジやクロベンケイガニ等の海水～汽水性の水生生物が生息する一方で、オイカワやコイ等の純淡水性の水生生物も確認されている。河岸には護岸や堤防が整備され、河道内にはツルヨシ群落が広範囲に繁茂している。支川の合流や伏流水による緩流部や干潟も形成されていることから、カモ類等の渡り鳥をはじめとしてサギ類・チドリ類等の多くの鳥類が生息している。

また、当河川は希少種であるトサシマドジョウの分布域とされている。

水質環境基準の類型は、全川にわたりAA類型（BOD1.0mg/l以下）に指定されている。近年は、環境基準を達成し続けており、良好な水質を維持している。

河川の利用状況については、安芸川水系は全域に漁業権が設定されており、アユの天然遡上が豊富な上に漁協による放流も行われていることから、遊漁が盛んな河川となっており、

特に中流部はアユやアマゴを対象とする遊漁者が多く訪れている。また水質が良好で危険箇所も少ない下流部は、水遊び等でも流域内外の人々に利用されており、特に河口から3～4km付近の左岸には親水公園が整備されている。

さらに安芸川^{あき}本川や各支川では、行政や市民団体等による河川清掃や森林保全、自然体験の活動が盛んに行われ、住民にとって身近な自然として親しまれており、また市街地を流れる支川江ノ川^{えのかわ}では市民の憩いの水辺としての整備が進んでいる。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

当該水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川改修の状況、水害の発生状況、河川の利用状況、河川環境の保全並びに流域の将来像を考慮するとともに、地域住民に対して積極的に河川の情報を提供し、地域住民との関係をより密にし、^{あき}安芸川流域の総合的な整備と保全を図る。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、流域内及び河川内の水理・水文等の情報を適切に収集しつつ、河道の侵食や堆積の状況等を把握のうえ、安定的な河道の維持に努める。また、河川の維持管理には、地域住民や関係機関等との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進する。

ア 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、堤防整備や河道掘削等を行うことにより、計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、必要に応じて内水対策を実施する。また、河口部は高潮に対して安全な対策を行う。なお、災害の発生の防止又は軽減に関する河川整備を行う際には、^{あき}安芸川水系の河川環境の保全に配慮するよう努める。

計画規模を上回る洪水や整備途中段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、高知県水防情報システムを活用した情報収集や情報提供及び関係機関等との連携による情報伝達体制や避難警戒体制等の充実を図る。また、関係機関等と連携し、防災訓練への住民参加の呼びかけ等を行い、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

治水機能の適切な維持に支障となる堆積土砂や立木の除去等に努める。また、局所洗掘や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。更に、河川管理の視点から適正な森林管理や土砂流出対策を関係機関等に働きかける等、情報共有を行い、連携を深めていく。

南海トラフ地震に備え、液状化等により被災する可能性のある堤防については、地質調査、堤防耐震性能照査のうえで必要に応じて堤防の耐震化を図る。

また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災

地域づくり等と一体となって減災を目指す。最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防や水門等により津波災害を防御するものとする。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

^{あき}安芸川水系の動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を目指し、関係機関等（水利権者）と調整・連携して河川水の適正な利用を図り、水利用の合理化を推進しながら、流水の正常な機能を維持するための流量の確保に努めていく。

また、渇水時等の対応については、渇水被害を最小限に抑えるため、関係機関等との協議・調整・連携を図りながら、渇水発生時における情報共有や円滑な取水量調整等に向けた取組を推進していくことに努めていく。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、アユの産卵場や魚類の生息場など多様な動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境や、流域の人々に親しまれ、利用されている状況を踏まえ、良好な河川環境の整備と保全に努める。

このため、河川改修等により河川環境に影響を与える場合には、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境への影響の回避・低減に努める。また、外来種については、高知県や関係市町村の環境部局等と連携しながら、分布拡大や新たな侵入の抑制等に努める。

このほか、流域地域住民が河川を身近に感じられるような周辺環境に調和した河川環境の整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、高知県や関係市町村の下水道部局等との調整・連携を図りながら、良好な水質の保全に努める。

また、関係機関等と連携しながら、地域住民が河川清掃や河川愛護活動等へ積極的に参画する取組を推進するとともに、環境教育等の充実に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

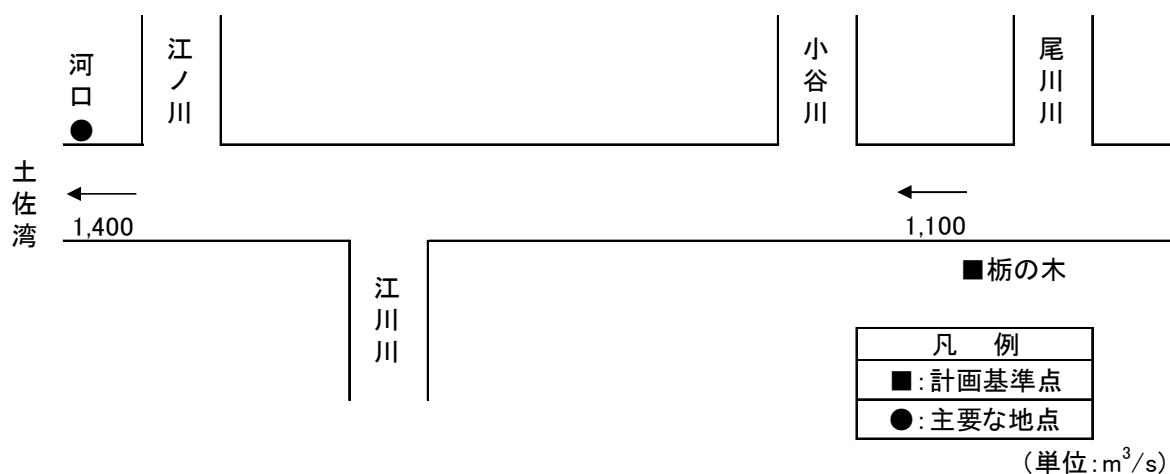
当該水系における基本高水のピーク流量は、基準地点^{とちき}栃の木において $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
安芸川	栃の木	1,100	0	1,100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

安芸川^{あき}における計画高水流量は、基準地点^{とちき}栃の木において $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口部において $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。



安芸川計画高水流量

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

当該水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位(T. P. m)	川幅(m)
安芸川	栃の木	7.21	37.695	82
	河口	0.00	5.300※	350

注) T. P. : 東京湾中等潮位

※ : 計画津波

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、河川流況の把握に努めるとともに、水利用の実態把握、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に十分配慮した調査・検討を行ったうえで決定するものとする。



(参考) 安芸川水系図